機密性２情報

総（庶）第３４１号

平成３０年５月１日

三重県土地家屋調査士会長　殿

津地方法務局長

オンラインによる登記申請の利用促進について（御依頼）

平素は，当局の登記業務の円滑な運営について，御理解と御協力をいただき，厚く御礼申し上げます。

さて，オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針（平成２６年４月１日各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定）に基づき策定された「法務省改善取組計画」（平成２６年１０月３日策定，平成２７年１０月７日改定，平成２８年１２月１６日改定）により，登記関係の５手続（①不動産登記の申請，②不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等，③商業登記（株式会社）の申請，④商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等，⑤成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求）が改善促進手続として掲げられ，全国の法務局においてもオンラインによる登記申請の利用拡大の取組を実施しているところです。

当局におきましても，貴会の御理解と御協力をいただき，オンライン登記申請の利用拡大に取り組んでいるところですが，本年度も貴会各支部に対し当局支局又は出張所から直接オンライン申請の積極的な利用を要請する取組をいたしますとともに，オンライン申請を積極的に利用されていない貴会会員に対して個別に働きかけを行いたいと考えておりますので，御理解と御協力をお願いします。

なお，法務省が提供する登記･供託オンライン申請用総合ソフトの操作方法，パソコンの環境設定等に関する研修会（本会又は支部単位）の希望があれば，講師を派遣しますので，御検討をお願いします。